

規制影響分析書要旨

規制の名称	募集情報等提供事業を行う者の返還命令等の対象化、報告等の義務化	
主管部局・課室	職業安定局雇用保険課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成29年1月	
規制の新設・改廃の内容・目的	不正受給を防止するため、募集情報等提供事業(労働者の募集を行う者の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供すること又は労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者に提供すること)を行う者について、不正受給を幫助した場合に、不正に受給した給付金の連帯返還又は当該給付金の額の二倍に相当する額以下の金額の納付命令の対象に加える。また、募集情報等提供事業を行う者について、雇用保険法の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができることとする。	
	(根拠条文)	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の雇用保険法第10条の4、第76条
想定される代替案	募集情報等提供事業を行う者について、不正受給を幫助した場合に、指導勧告を行うことができることとする。また、募集情報等提供事業を行う者について、雇用保険法の施行に関して必要な報告又は文書の提出の求めがあったときに、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出を行うかどうかは任意のものとし、報告又は文書の提出をしない場合であっても、厚生労働大臣が関係機関等に対して調査することで必要な情報を把握することとする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	募集情報等提供事業を行う者について、報告又は文書の提出を求められた場合は報告又は文書の提出をする費用が生じる。	募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出をするかどうかは任意となるが、報告又は文書の提出の求めに応じる場合は報告又は文書の提出をする費用が生じる。
(行政費用)	国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、募集情報等提供事業を行う者が不正受給を幫助していないかの確認を行う費用が発生する。	国において、制度を周知するための行政費用が発生する。また、募集情報等提供事業を行う者が不正受給を幫助していないかの確認を行う費用が発生する。さらに、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出に応じなかった場合には、関係機関等に対して調査することにより、法律の施行に関し必要な情報を把握する必要があり、行政費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	不正受給の抑止効果が不十分なため、不要な雇用保険の支出が増加するおそれがある。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>募集情報等提供事業を行う者に係る不正受給の防止が実現され、雇用保険制度の適正な運営を行うことができる。</p>	<p>募集情報等提供事業を行う者が不正受給を幫助した場合においても指導勧告を受けるだけで、不正受給した金額の返還や納付金の納付を行う必要がないため、不正受給の抑止効果は限定的なものとなる可能性がある。また、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出の求めに応じる場合は改正案と同様の便益が得られるが、求めに応じない場合は、関係機関等に対する調査によってしか情報を把握できず、改正案に比べて得られる便益が減少するおそれがある。</p>
<p>分析結果</p>	<p>改正案の導入により、返還命令等の対象化、報告等の義務化による費用の増加はあるものの、募集情報等提供事業を行う者に係る不正受給の防止が実現され、雇用保険制度の適正な運営を行うことができるようになるため、増加する費用を上回る便益を得られると考える。</p> <p>一方、代替案においては、募集情報等提供事業を行う者が不正受給を幫助した場合においても指導勧告を受けるだけで、不正受給した金額の返還や納付金の納付を行う必要がないため、不正受給の抑止効果は限定的なものとなり、不要な雇用保険の支出が発生することから、改正案と同程度の便益は期待できないものとする。また、募集情報等提供事業を行う者が報告又は文書の提出に応じない場合、必要な調査をする行政の費用は増加し、不正受給への対応が不十分なものとなるおそれがあることから、費用が便益を上回ることも想定される。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>「職業紹介等に関する制度の改正について(報告書)」(平成28年12月13日労働政策審議会建議)において、次のとおり報告されている。</p> <p>2 募集情報等提供事業 (2) 募集情報等提供事業を行う者に係る規定の整備 ア 募集情報等提供事業を行う者及び労働者の募集を行う者は、業務運営に当たって、労働者の適切な職業選択に資するよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするのが適当である。 イ 労働者の募集を行う者は、情報が的確に表示されるよう、募集情報等提供事業を行う者の協力を得て、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするのが適当である。 ウ ア及びイの具体的な内容を定めるため、職業安定法に基づく指針の根拠規定を整備することが適当である。 エ アからウまでの施行に関して必要があると認めるとき、募集情報等提供事業を行う者に対し、指導及び助言並びに報告徴収を行うことができることとするのが適当である。</p>	
<p>一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件</p>	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途とし、改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>	
<p>備考</p>	<p>—</p>	